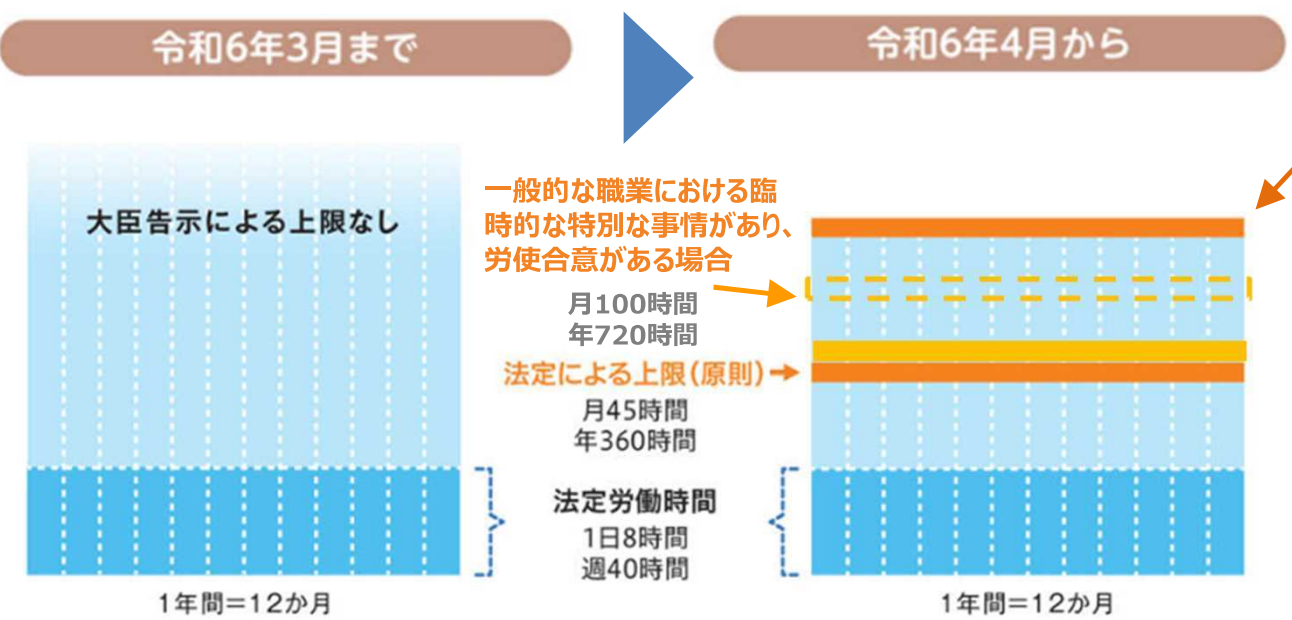


2024年4月から施行された規制と2024年問題

時間外労働時間規制が施行され、一方で物流への影響が懸念されています。（2024問題）

○時間外労働規制（労働基準法による規制）

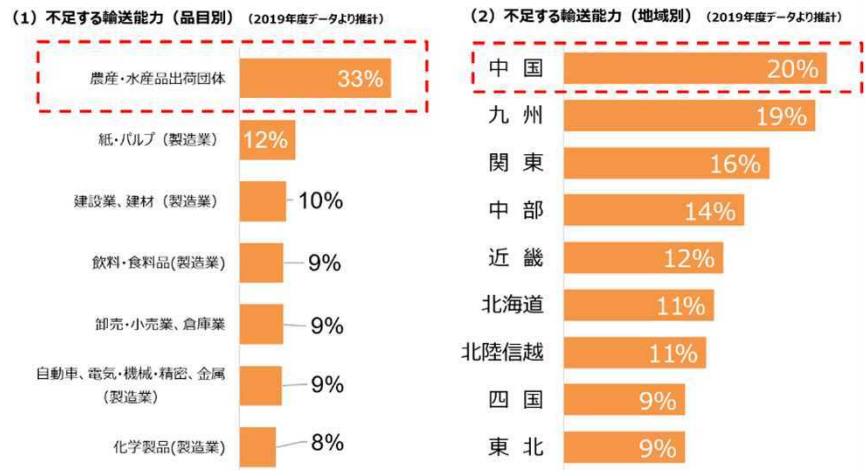
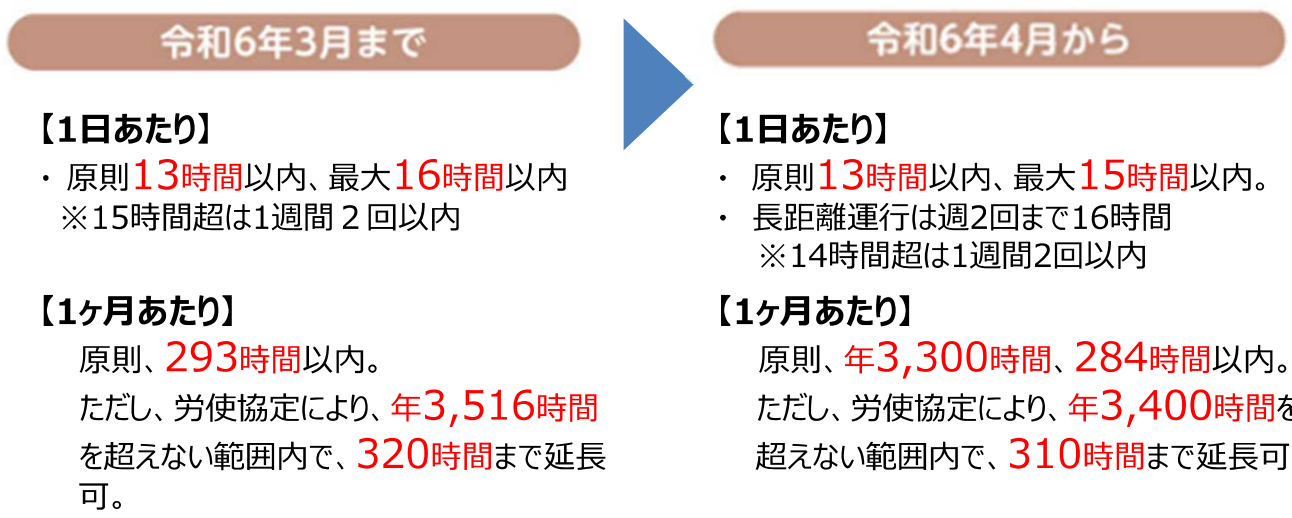


トラックドライバーの
法律による時間外労働時間上限（特別条項）
年960時間まで

物流の一部停滞など影響懸念
⇒いわゆる「2024年問題」

具体的な対応を行わなかった場合、
以下のとおり輸送能力が不足する可能性がある。
2024年度…輸送能力が約14%（4億トン相当）不足
2030年度…輸送能力が約34%（9億トン相当）不足

○拘束時間規制（改善基準告示による規制）





荷主企業の皆様へ

物流効率化に向けた**努力義務**

について積極的に取り組んでいただくようお願いします

令和7年4月1日より物流改正法が施行され、**トラック輸送に関わるすべての荷主、物流事業者**には、国が策定した**判断基準**に基づき、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課されています**。物流における商慣行の見直しには荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であります。物流効率化に向けた積極的な取り組みをお願いします。

物流効率化について荷主・物流事業者が努力すべきポイント

すべての荷主（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上

（判断基準の例）

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



（例）地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

（判断基準の例）

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



（例）トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

（判断基準の例）

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



（例）パレットの利用や検品の効率化



「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

物流効率化法の改正ポイントを取りまとめたサイトです。
物流効率化法に関わる努力義務や一定規模以上の特定事業者に課せられる事項等について解説しています。

こちら是非
ご覧ください。



物流の持続的な成長を図るため
物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、
物流の持続的な成長を図るため、
荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。
すべての荷主・物流事業者は、
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。
また、一定規模以上の特定事業者に対し、
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。
趣意をご理解いただき、
物流効率化の取組を推進してください。

本プラットフォームについて

CHECK! 5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

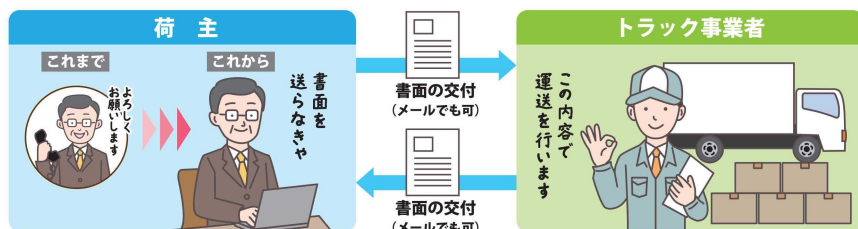


運送契約を書面化しよう

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



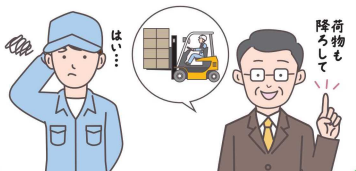
※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方に**義務付けられます。
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の収受



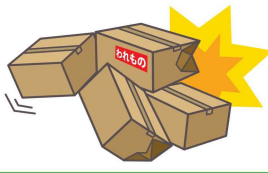
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付 (第 12 条)
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付 (第 24 条)



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付 (第 24 条) が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金 (例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例 (※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
発出人: ***** 〇〇 〇〇 送付日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先: ***** 〇〇 〇〇 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品 〇〇運輸 御中 下記のとおりにお願いいたします。 車種等: 冷凍車 1 両、貨切距離制 品名: 冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15 時 (〇〇食品 B工場) 積込作業の委託: 有、30 分程度 取卸作業の委託: 有、30 分程度 附帯業務の内容等: 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における積品・搬入作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 〇〇運輸 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〒***** 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇-〇〇-〇〇 TEL: 020-111-1111 FAX: 020-222-2222 E-MAIL: ***** 〇〇 〇〇	発出人: ***** 〇〇 〇〇 送付日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 13:25 宛先: ***** 〇〇 〇〇 件名: 〇〇運輸 〇〇〇〇〇〇 〇〇食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品 〇〇運輸 御中 メールにて依頼のありました下記の件を承知しました。(※) 〇〇運輸 〇〇〇〇 〇〇〇〇 一部 〒***** 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇-〇〇-〇〇 Tel: 020-222-2222 / Fax: 020-444-4444 -----Original Message----- 発出人: ***** 〇〇 〇〇 送付日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先: ***** 〇〇 〇〇 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品 〇〇運輸 御中 下記のとおりにお願いいたします。 車種等: 冷凍車 1 両、貨切距離制 品名: 冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15 時 (〇〇食品 B工場) 積込作業の委託: 有、30 分程度 取卸作業の委託: 有、30 分程度 附帯業務の内容等: 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における積品・搬入作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 〇〇運輸 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〒***** 東京都〇〇区〇〇〇 〇〇-〇〇-〇〇 TEL: 020-111-1111 FAX: 020-222-2222 E-MAIL: ***** 〇〇 〇〇

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から送信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。



トラック輸送の新たな「標準的運賃」が 告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



お 願 い

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、
トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくをお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



詳しくは国土交通省
HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集
を掲載しています。



令和6年
3月

トラック輸送の「標準的運賃」が 告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することで、

▶ ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります

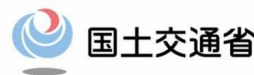


▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます



お 願 い

物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を
荷主との積極的な交渉に活用してください



詳しくは国土交通省
HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集
を掲載しています。



新たな「標準的運賃」を 告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標である「標準的運賃」制度が、より活用し易い形に改正されます

国土交通省HPに「標準的運賃
Q&A集」を掲載しております。
新運賃適用の際にご参照ください。



標準的運賃の概要

I. 距離制運賃表

平均8%引上げ

単位：円

キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
...	...	...	...	...

II. 時間制運賃表

平均8%引上げ

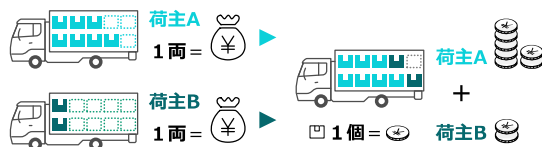
単位：円

種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	39,380	46,640	60,090	76,840
8時間制	23,630	27,980	36,050	46,100
4時間制	23,630	27,980	36,050	46,100
...	...	...	...	...

参照：距離制運賃表、時間制運賃表（関東運輸局）より一部抜粋

III. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



IV. 運賃割増率

▶ 速達割増等

リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

- ▶ 休日割増（日曜祝祭日） 2割
- ▶ 深夜・早朝割増（22時～5時） 2割

▶ 特殊車両割増

冷蔵・冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車 大型車又はトレーラーの3割
	化成品輸送車 大型車又はトレーラーの4割
	高圧ガス輸送車 大型車又はトレーラーの5割以上

V. 待機時間／VI. 積込料・取卸料、附帯業務料

運送以外の役務を行う場合は、
運賃とは別に料金として收受

	4tクラス中型車の例	
待機時間料	1,760円/30分 ※30分を超える場合	合計2時間を超えた場合は、 割増率5割を加算
積込料・取卸料	2,180円/30分（機械荷役の場合） 2,100円/30分（手荷役の場合）	
附帯業務料	運賃とは別に実費として收受	

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受（運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から收受）

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX. その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料
その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、
算出方法や燃料価格上昇テーブル等を提示

新たな料金表は
国土交通省HPに
掲載しています

トラック運送事業者の皆様へのお願い

- ・ 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に收受できるよう、**標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を行いましょう。**
- ・ 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、**合理的な根拠があるものとして尊重すべきものとされています。**
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置かれる等の場合には、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。**全国のトラックGメンに情報をお寄せください。**
- ・ 「点検整備の未実施」「最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い」「社会保険への未加入」等は法令違反です。法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。



トラックGメン
ウェブサイト

「標準的運賃」の活用を行い
適切な運賃の收受への
ご協力をよろしくお願いいたします

荷主の皆様へのお願い

- ・ トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、**合理的な根拠があるものとして尊重してください。**
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、**トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。**
- ・ 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃收受に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会）

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第28回】のお知らせ

開催日時:令和7年11月27日(金)10:00,15:00 (同日2回開催)

(ご提供している情報(一部))

- 改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- 各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など



説明会参加用二次元バーコード

事前質問も受付中。アンケートにご記入ください。

【主な質問】(全参加者に対して)物流へのご不安、問題意識、解決策、成功事例
(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？



※参加者の問題意識や事前のご質問にお応えできるよう運営しています。事前アンケートにご協力ください。

トラック物流問題とは？

2024年4月以降、**トラックドライバーの残業時間が「年960時間まで」に制限**され、**それ以上残業して貨物が運べなくなる＝運べる貨物が減る**という懸念のこと。

【物流への影響】具体的な対応を行わなかった場合、**2030年度には輸送能力が約34% (9億トン相当) 不足**する可能性あり。

制度改正
の内容

	現 行	改正後 (令和6年4月～)
時間外労働規制 (労働基準法)	なし	960時間 (原則、年720時間)
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 16時間 以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 293時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,516時間 を超えない範囲内で、 320時間 まで延長可。	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 15時間 以内。 ・長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 年3,300時間 、 284時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,400時間 を超えない範囲内で、 310時間 まで延長可。

しかし、問題の本質は、労働環境が過酷なことによる**長期的なドライバー不足**。
発・着荷主など関係者全員の協力で**商慣行を見直す必要があります**。

【お願い①】違反原因行為の防止に向けた対応

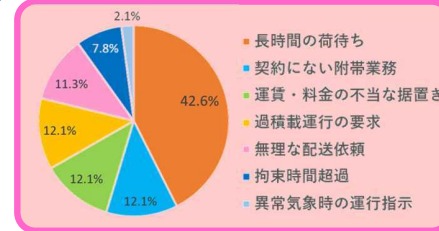
「**違反原因行為**」はトラックドライバーに無理をさせ、**過労運転、スピード違反、過積載**などの原因になる行為です。
「**ちょっと頼むよ**」という何気ない一言が引き金になることを、社内で周知いただきたいと思います。
更に「**運賃を不当に低く据え置くこと**」「**契約にない作業(附帯業務)**」をさせることも違反原因行為になり得ます。

【お願い②】運賃交渉への誠意を持った対応

トラック運送事業者が事業を継続するためには、適正に**人材の確保、設備(トラック等)の適切な更新、燃料費の回収**を行う必要があります。
トラック運送事業者が収入を得る手段は運送の対価である「**運賃**」、荷積み・荷下ろし、その他作業の対価である「**料金**」のため、それらへの適切なコストの転嫁が必要です。

国は「**標準的な運賃・料金**」を定め告示し、更に運輸局は、これを携えて荷主企業に交渉に行くよう、トラック運送事業者の背中を押しています。**交渉には、是非誠意を持った対応をお願いします。**

違反原因行為の発生割合



標準的な運賃・料金 (関東運輸局ブロック)

Ⅰ 距離制運賃表 (単位: 円)					Ⅱ 時間制運賃表 (単位: 円)				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	種 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070	基 礎 額				
20km	17,710	20,430	26,110	33,160	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km、小型車以外のもの130km	34,740	41,760	55,200
30km	19,630	22,660	29,160	37,240	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km、小型車以外のもの60km	20,840	25,060	33,120
40km	21,550	24,890	32,200	41,320	加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	340	410	630
50km	23,480	27,130	35,250	45,400		基礎作業時間をを超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前午後を区別する場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	3,060	3,210	3,450
60km	25,400	29,360	38,300	49,480					4,060
70km	27,320	31,590	41,340	53,570					
80km	29,240	33,830	44,390	57,650					
90km	31,160	36,060	47,440	61,730					
100km	33,080	38,290	50,480	65,810					
110km	35,010	40,500	53,450	69,770					
120km	36,930	42,710	56,410	73,720					
130km	38,850	44,920	59,370	77,680					
140km	40,770	47,120	62,330	81,640					
150km	42,690	49,330	65,300	85,590					
160km	44,620	51,540	68,260	89,550					
170km	46,540	53,740	71,220	93,500					
180km	48,460	55,950	74,190	97,460					
190km	50,380	58,160	77,150	101,420					
200km	52,300	60,360	80,110	105,370					
200kmを超えて500kmまで200kmを増すごとに に加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800					
500kmを超えて50kmを増すごとに に加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490					

Ⅲ 積込料・取卸料、附帯業務料 (単位: 円)				
種 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までで発生する金額	2,080	2,180	2,340	2,750
手積みの場合	2,000	2,100	2,260	2,650
Vに定める待機時間(適用時間)と併せて2時間を超える場合に おいて30分までで発生する金額	2,490	2,610	2,810	3,300
手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180

【附帯業務料】 附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (R5.11.29)

内閣官房及び公正取引委員会 は連名で以下の指針を策定・公表しました。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①：本社(経営トップ)の関与】 【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】
【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料※とすること】 【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】
【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】 【行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること】

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①：定期的なコミュニケーション】 【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】
※運賃交渉にあたっては「**標準的な運賃・料金**」が公表資料にあたります。

なお、**発注者が本指針に記載の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為**をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、**公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく**とされています。

トラック・物流Gメン がパトロール中です。

トラック・物流Gメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

トラック・物流Gメンとは？

トラック・物流Gメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、**違反原因行為**の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの実例】

ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

(農産品取扱企業・真荷主)

－働きかけ後の改善策－

燃料サーチャージ、運賃についてはトラッシュも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うことに



ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主等)

－働きかけ後の改善策－

作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



【要請の実例】

ケース① 長時間の荷待ち

(製造業・発荷主)

－働きかけ後の改善策－

「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



ケース② 過積載運行の要求

(運送事業者・元請)

－働きかけ後の改善策－

当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手



【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかな場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

運賃・料金の不当な据置き

(例) 運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じないなど

運賃・料金の不当な据置きの例

- 単価見直しの相談をしてもなしのつぶてで話を聞こうともしない。
- 荷主の担当部長に相談に行くと「不賄だ、まず一席もうけるべきだろう」と言われ断られた。
- 荷主の物流子会社の担当に運賃改定交渉を申し込むと「予算があるから」と即断された。



※**内閣官房、公正取引委員会**が連名で「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を示しており、指針に従わず公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき**厳正に対処していく**と宣言しています。

依頼にない附帯業務

(例) 契約にない以下のような業務を行わせ、料金を支払わない

付帯業務の例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 貨物に値札などのラベルを貼る。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

異常気象時の運行指示の例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結局異常気象により輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。これは当然違反原因行為です。



該当する事実があれば、改善の必要があります。

(トラック・物流Gメンの指摘後は、改善計画の策定・提出が必要です。その前に行動を。)



トラック・物流Gメン活動中！

トラック・物流Gメンは、物流産業全体の取引適正化を進めるため、**適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を強化**するべく、創設された制度です。トラック事業者に対するヒアリングの実施等により、**違反原因行為**（※）の**疑い**のある荷主・元請事業者に対し、「**働きかけ**」や「**要請**」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要 請

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

※勧告を発動した場合は荷主名を公表します。

トラック・物流Gメンの活動事例を紹介します

① 運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なかなか結論を出してもらえない



元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

② 恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる



専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

③ 契約にない附帯業務を是正

契約にない附帯業務を無償で要求される



作業範囲、運送料金作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結し、契約内容の「見える化」を実施

④ 過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の天井まで荷物を積み込まれる



積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となる
おそれのある荷主・元請事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

●契約にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

●運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

●ドライバーの拘束時間超過

…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる

●異常気象時の運行指示

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実確認のうえ、改善すべき点が見つかった場合、自主的な是正をお願いします。

【お問い合わせ先】

(トラック関係)

国土交通省 北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課 025-285-9154

新潟運輸支局 輸送・監査担当 025-285-3123 長野運輸支局 輸送・監査担当 026-474-0080

富山運輸支局 輸送・監査担当 076-415-0111 石川運輸支局 輸送・監査担当 076-208-6000

(倉庫業関係)

国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課 025-285-9152



トラック・物流Gメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中